

クラウドバンク匿名組合約款
2025 年 5 月 1 日改定 新旧対照表

(改定箇所には下線を付しております。)

旧	新
(ヘッダー) <u>2024. 11. 25</u>	(ヘッダー) <u>(日付は削除)</u>
第 7 条 (投資条件の選択) 1. 本匿名組合員は、日本クラウド証券を通じて、出資の申込みを行う金額を示して、1 以上の投資ポジションを選択して出資の申込みを行うものとします。<u>(追記)</u>	第 7 条 (投資条件の選択) 1. 本匿名組合員は、日本クラウド証券を通じて、出資の申込みを行う金額を示して、1 以上の投資ポジションを選択して出資の申込みを行うものとします。<u>なお、投資ポジションにおいては、目標金額に届かなかった場合であっても、投資ポジションの最低成立金額を上回れば、お客様の出資の申込みは有効なものとして扱います。</u>
第 9 条 (事業の遂行) 6. 本営業者は、本匿名組合員のために忠実に本事業を行います。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第 9 条 (事業の遂行) 6. <u>本営業者は、本匿名組合員のために忠実に本事業を行います。</u> 7. <u>本営業者は、本匿名組合員に対し善良なる管理者の注意義務をもって本事業を遂行します。</u> 8. <u>本営業者は、日本クラウド証券を通じて、本匿名組合における出資対象事業の状況に関して定期的に情報を提供する義務を負います。</u>
11. (2) 当該金銭が、日本クラウド証券への預託(有価証券等管理業務として受けるものに限る。)又は銀行への預金若しくは貯金(当該金銭であることをその名義により明らかなものに限る。)により適切に管理されていること。	13. (2) 当該金銭が、日本クラウド証券への預託(特定有価証券等管理行為として受けるものに限る。)又は銀行への預金若しくは貯金(当該金銭であることをその名義により明らかなものに限る。)により適切に管理されていること。
(附則) <u>(追記)</u>	(附則) 最終改定：2025年5月1日 (同日施行)

以上